

平成 28 年度

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

事 業 計 画

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 使命・経営理念

朝霞市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、『誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現』を目指すことを使命とします。

また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) 共につくろう！あさかのまち

～ 住民参加・協働による福祉のまち「あさか」の実現 ～

(2) つなげよう！つながろう！あさかのまち

～ 地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の実現 ～

(3) 考えよう！あさかのまち

～ 福祉ニーズに基づく新たな事業への取り組み ～

平成28年度 事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢化や核家族化が進み、個人のプライバシーの尊重に伴う隣近所や地域における住民相互のつながりの希薄化等により、介護不安や経済的困窮など、地域を取り巻く生活課題や福祉に対する住民ニーズも複雑多様化とともに深刻化しております。

さらには、東日本大震災を機に、地域における防災、防犯をはじめとした安全・安心に対する意識が高まる一方で、生活環境の多様化による地域社会のつながりの希薄化が大きな課題となっており、地域住民が高齢化や障害の有無によって孤立することなく、個人の尊厳と主体性を持ってその人らしく「安心して暮らせる福祉のまち」の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、本年度からスタートする「第3期地域福祉活動計画」では、住民が地域福祉の担い手になって主体的に活動して行くことができるよう、一人ひとりの『支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち』を基本理念とし、併せて、様々な地域課題に柔軟に対応できる組織運営体制の強化を図る「朝霞市社協発展・強化計画」を連動させ、地域住民や関係機関、団体、ボランティア、行政等と連携し、地域の中で支援を必要としている人に的確な支援が届くよう地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

また、昨年建替えにより仮設作業所で運営していたあさか福祉作業所は、新たに開設された「朝霞市障害者ふれあいセンター」において、指定管理事業として運営し、引き続き障害のある方への総合的な支援を行ってまいります。

II 重点項目

平成28年度は、発展・強化計画及び第3期朝霞市地域福祉活動計画に基づき、社協組織全体で以下の取り組みを重点項目として位置づけ、取り組んでまいります。

1. 組織体制の基盤強化

(1) 組織体制の強化

- ◇理事会・評議員会の開催
- ◇決算監査・中間監査の実施
- ◇第26期役員の選任
- ◇役員研修の実施
- ◇総合相談体制の構築
- ◇事業評価制度の実施

(2) 人材育成と専門性の向上

- ◇職員の目標管理体制の実施
- ◇職員提案制度の導入

(3) 財政基盤の強化

- ◇社協会員の加入促進
- ◇赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金活動の実施
- ◇中長期的資金計画の策定及び経費削減の周知・徹底

(4) 指定管理事業の継続的確保

- ◇各指定管理事業の次期再指定に向けての提案の実施

2. 重点事業

【プロジェクト①】

支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

- ◇出前講座のメニューの充実・実施
- ◇ボランティア講座の実施
- ◇福祉活動団体の状況調査及び相談支援
- ◇地域懇談会の実施
- ◇小地域福祉活動の啓発

【プロジェクト②】

安全・安心に暮らせる環境づくり

- ◇災害ボランティアセンターの設置訓練の実施
- ◇地域ごとの見守り活動の実施
- ◇関係機関との連携

【プロジェクト③】

市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- ◇生活再建のための相談支援
- ◇ホームページや広報「社協あさか」の内容の充実
- ◇福祉分野ごとのネットワークづくり
- ◇アンケート調査の実施

III 事業計画

1. 地域福祉事業の推進

地域で支え合える仕組みがつくれるよう、住民の方々と一緒に取り組みを行うとともに、新たに地域で活動している団体への幅広い助成を行うため、地域福祉活動助成金を見直し、地域の活動を支援します。

- ◇小地域福祉活動の啓発及び地域懇談会の実施
- ◇地域福祉活動団体との連携・活動支援
- ◇地域福祉活動団体等への助成
- ◇広報「社協あさか」やホームページ等の内容の充実
- ◇社協出前講座のメニューの充実及び周知啓発（広報紙等）
- ◇福祉有償運送事業の実施
- ◇福祉機器・車いす専用リフト車の貸出し
- ◇地域福祉活動の担い手の育成 ⇒ボランティア事業の推進へ
- ◇余暇支援・交流事業(障害児・者)の実施
- ◇彩の国あんしんセーフティネット事業の支援

2. 相談援助事業の実施

(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進【県社協委託事業】

判断能力が不十分等のため、日常生活を営むのに不安のある方が安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。

- ◇事業の周知啓発(広報紙、公共機関でのパンフレット設置、出前講座の開催等)
- ◇生活支援員の研修会の実施

(2) 心配ごと相談所事業

- ◇事業の周知啓発（広報紙、ホームページ、チラシ等）
- ◇相談員研修会の実施

(3) 相談支援体制づくり

社協内各部署との連携及び組織内資源の活用による支援体制の充実を図ります。

3. 福祉資金貸付事業の実施

(1) 生活福祉資金貸付事業【県社協委託事業】

支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障害者世帯等に必要な資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

[総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金]

- ◇資金借受人、希望者に対する相談・援助
- ◇福祉資金貸付事業に関する周知啓発（広報紙等）

(2) 社協福祉資金貸付事業

臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し、資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

4. ボランティア事業の推進

地域でのボランティア活動を推進し、ボランティアの主体的、自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援していきます。

- ◇ボランティア相談及びコーディネート
- ◇ボランティア情報の収集、発信（広報紙、ホームページ等）
- ◇朝霞地区四市福祉教育研修会の開催
- ◇ボランティア講座の開催及び活動者の支援
- ◇ボランティア体験プログラムの実施
- ◇青少年ボランティア講座の開催
- ◇ボランティアバス事業の実施
- ◇災害ボランティアセンター設置訓練の実施

5. 住民参加型在宅福祉サービス事業（ふれあいサービス）の実施

住民の参加と協力により、高齢者や障害者、子育てなどで日常生活上の支援を必要とする方に対し、有償の家事援助等のサービスを提供します。

6. 自動販売機設置経営事業の実施

自動販売機設置の協力を呼びかけ、その収益を地域福祉事業に役立てます。

7. 市委託事業の受託経営

(1) 手話通訳者等派遣事業

朝霞市日本手話言語条例が4月から施行されるのに伴い、手話通訳者の派遣や手話関連事業に係るニーズの増加に備え、手話通訳者等の育成の推進を図ります。

また、手話を必要とする聴覚障害者等の生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、社会参加の促進を図るため、引き続き手話通訳者の派遣を行います。

- ◇手話講習会（入門）の実施（5～10月）
- ◇手話講習会（基礎）の実施（10～3月）
- ◇手話講習会（中級）の実施（5～10月）
- ◇手話講習会（通訳者養成）の実施（10～3月）
- ◇登録手話通訳者研修会の実施
- ◇手話に関する講演会の実施
- ◇手話講習会講師育成のための勉強会の実施
- ◇要約筆記者養成講座助成事業の実施【新規】
- ◇事業の周知啓発（広報紙、ホームページ、ポスター、パンフレット等）

(2) 障害者就労支援センター

障害のある方の就労支援と生活支援を総合的に行うため、一般就労の拡大を図るとともに、職場定着支援を強化し、自立と社会参加の促進を図ります。

- ◇就労に関する相談、援助
- ◇職場見学や実習、就職面接の同行
- ◇職場定着支援、職場巡回、職場での悩み相談

- ◇新規事業所の開拓
- ◇関係機関との連絡調整及び調査研究・情報交換
- ◇他市就労支援センター等との連携
- ◇生活支援（余暇支援）事業の実施

（3）はあとぴあ障害者相談支援センター

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援の利用計画を作成するなど、障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるため、体制を整備するとともに支援の充実を図ります。

- ◇福祉についての情報提供・総合的相談
- ◇福祉サービスや福祉施設等の利用方法の説明・紹介・仲介
- ◇福祉事務所、児童相談所、福祉施設、教育機関等との調整及び連携
- ◇療育相談（発達に心配のある子どもに関すること）
- ◇サービス等利用計画の作成や訪問等による継続支援
- ◇障害児支援利用計画の作成や訪問等による継続支援
- ◇権利擁護に関する支援等

8. 指定管理事業の受託経営

（1）朝霞市総合福祉センター指定管理事業

【朝霞市総合福祉センター管理】

地域福祉の向上を図るために、各種の福祉サービスや情報、活動の場を提供する複合施設の建物、設備、備品の総合管理を行います。

福祉の向上を目的に活動している団体に会議室、調理実習室、中庭広場等を貸し出す他、地域の福祉団体と共に催で福祉のお祭り「はあとぴあふれあい祭り」を実施します。

また、火災や地震等の災害に備え、年2回の避難訓練を行います。

【はあとぴあ障害者多機能型施設】

障害者総合支援法による、生活介護、就労継続支援B型の多機能型事業所として運営を行います。

- ◇定 員 55人
- ◇生活介護

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創造的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るために必要な援助を行います。

◇就労継続支援B型

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

◇活動内容

請負作業、花壇植栽・整備、喫茶室「お花畠」・売店「はっぴい」の運営、
自主製品販売、社会参加活動、就労支援、余暇支援等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科・精神科検診、
日帰り課外体験研修、赤い羽根共同募金街頭募金、新年交流会、
彩夏祭鳴子踊り・はあとぴあふれあい祭りへの参加等

【地域活動支援センター】

障害者総合支援法に基づき、障害者の方に対して入浴や食事などの日常生活の支援や心身機能の維持向上のための機能訓練、創作的活動や社会参加活動等の支援を行います。

◇定 員 15人

◇活動内容

創作・手芸、個別機能訓練、体操、調理実習、誕生会、療育音楽、
ボランティア活動、園芸等

◇年間行事

個別面談、お花見会、はあとぴあふれあい祭り出店、課外体験、
クリスマス会、避難訓練等

【老人デイサービス事業】

介護保険法に基づき、要介護及び要支援の認定を受けた在宅の援護が必要な方に、心身機能の維持向上や家族の介護負担の軽減を図るために、個別機能訓練、入浴サービスの提供、生活等に関する相談・助言を行います。

◇定 員 20人

◇活動内容

創作、手芸、個別機能訓練、月間体操、誕生会、音楽療法

◇年間行事

お花見会、敬老会、クリスマス会、季節の外出、地域の児童等との交流、
避難訓練等

【ホームヘルプサービス事業】

介護保険法に基づき、要介護及び要支援の認定を受けた方で、日常生活を営むのに支援が必要な方、障害者総合支援法に基づき、心身障害者（児）の方で日常生活を営むのに支援が必要な方に、ホームヘルパーを派遣し支援を行います。

◇支援内容

入浴、排せつ、食事等の身体介護、買い物、調理、掃除等の家事支援、通院同行、その他生活全般にわたる相談等

（2）朝霞市老人福祉センター（溝沼・浜崎）指定管理事業

朝霞市内の60歳以上の方を対象に交流の場、憩いの場、地域との出会いの場を提供し、各種の事業、相談を行うほか、元気で健康的な生活のために、カラオケ配信サービスの介護予防プログラムを導入し、介護予防を含む健康増進事業の充実と普及に努めます。

◇事業内容

健康増進体操、教養講座、交通・防犯講座、健康・栄養相談等

◇附帯設備

風呂、マッサージ機、カラオケ、バンパ一台、囲碁、将棋等

（3）朝霞市児童館指定管理事業

（きたはら・はまさき・みぞぬま・ねぎしだい・ひざおり）

市内5ヶ所にある児童館は、児童福祉法の規定や朝霞市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遊びを通して0歳児から18歳未満の児童の健全育成・子育て家庭への支援、地域の子育て環境づくりに努め、子育ち・子育て支援の拠点として地域に根ざした活動や事業の展開を行います。

◇乳幼児事業

ちびっこランド、0ママクラブ、小児科の先生の知恵袋等

◇児童事業

バドミントン、卓球、バンパー、中高生タイム等

◇交流事業

ハッピータイムwith老デイ、老センといっしょ等

◇工作事業

おりがみタイム、壁面工作、みんなで工作等

◇合同事業

あそびンピック、児童館対抗「スーパードッジボール大会」等

◇館外事業

あおぞら児童館、おでかけちびっこ児童館等

◇調理事業

楽しくクッキング、三ツ星クッキング等

◇まつり等

夏まつり、クリスマス会、春まつり、おばけやしき等

(4) 朝霞市放課後児童クラブ指定管理事業

(本町・朝志ヶ丘・岡・膝折・栄町・浜崎・泉水・幸町・根岸台・溝沼)

市内10ヶ所にある放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的に保護者の就労等により家庭が留守となる児童が、放課後及び学校休業日に安全に安心して楽しく過ごせるよう、また、待機児童対策としては、小学校の空き教室等を借用して実施するなど体制の整備を図り、児童の健全育成に努めます。

◇年間の主な事業

新入児童歓迎会、食育講座、季節の行事、誕生日会等

(5) 朝霞市障害者ふれあいセンター指定管理事業【新規】

【朝霞市障害者ふれあいセンター管理】

センター利用者が、快適・安全に安心して利用できるように、災害時・緊急時に備え、避難訓練・消防訓練の実施、感染症の予防と発生時における対応、また、施設設備の安全管理・保守点検・修繕を行います。

【あさか福祉作業所】

障害者総合支援法による、生活介護、就労継続支援B型、新たに就労移行支援の多機能型事業所として、定員を拡大して運営を行います。

◇定 員 60人

◇生活介護

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創造的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るため必要な援助を行います。

◇就労継続支援B型

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

◇就労移行支援

一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

◇活動内容

請負作業、パンの製造販売、自主製品販売、就労に向けた企業見学・実習、作業訓練、求職活動、創作的活動、社会参加活動、余暇支援等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科・精神科検診、日帰り課外体験研修、赤い羽根共同募金街頭募金、新春もちつき会、療育音楽、彩夏祭鳴子踊り・はあとぴあふれあい祭りへの参加等

9. その他の関連事業

(1) 埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局

埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局として、赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金を実施します。（10月～3月）

(2) 日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局

日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局として、日本赤十字社社員社資募集を実施します。（5月）

(3) 朝霞市老人クラブ連合会の事務局

朝霞市老人クラブ連合会の事務局として、団体との調整を図ります。

(4) 朝霞市遺族会の事務局

朝霞市遺族会の事務局として、団体との調整を図ります。